

丹波篠山市環境保全条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○丹波篠山市環境保全条例</p> <p>第2節 指定家畜飼養施設に関する規制 (指定家畜飼養施設設置の届出)</p> <p>第29条 規則で定める家畜を飼養する施設(以下「指定家畜飼養施設」という。)を設置しようとする者は、あらかじめ設置届出書その他の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出書の内容が法令等で定める規制基準のすべてに適合しているものと認めるときは、当該届出を受理しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の届出を受理するにあたっては、生活環境の侵害を防止するために必要な限度において条件を付すことができる。</p>	<p>○丹波篠山市環境保全条例</p> <p>第2節 指定家畜飼養施設に関する規制 (指定家畜飼養施設設置の届出)</p> <p>第29条 規則で定める家畜を飼養する施設(以下「指定家畜飼養施設」という。)を設置しようとする者は、あらかじめ設置届出書その他の書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>指定家畜飼養施設は、別表で定める規制距離内に設置(改築を除く。)してはならない。ただし、当該規制距離内の近隣住家及び当該地域を代表する者の同意があるとき、又は市長があらかじめ丹波篠山市環境審議会の意見を聴いた上で生活環境を侵害しないと認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>3 市長は、第1項の届出書の内容が法令等で定める規制基準のすべてに適合しているものと認めるときは、当該届出を受理しなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の届出を受理するにあたっては、生活環境の侵害を防止するために必要な限度において条件を付すことができる。</p> <p><u>別表(第29条関係)</u></p>

規制距離基準

家畜等の種類	頭数・羽数	近隣住家からの距離
牛  (生後 12 月以下の ものの数は実数に 0.5 を乗じたもの とする。)	10 頭以上	50 メートル未満
	30 頭以上	100 メートル未満
豚・猪  (生後 2 月以下の ものの数は実数に 0.2 を乗じたもの とする。)	20 頭以上	50 メートル未満
	30 頭以上	100 メートル未満
鶏	500 羽以上	50 メートル未満
	1000 羽以上	100 メートル未満